

人権関係年表

「人権全般」国内外の動き

年	国連等	国	県
1947(昭 22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行 「教育基本法」施行	
1948(昭 23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
1949(昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1950(昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行	
1951(昭 26)	「難民の地位に関する条約」採択	「社会福祉事業法」施行	
1953(昭 28)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1954(昭 29)	「無国籍者の地位に関する条約」採択		
1959(昭 34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960(昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行	
1963(昭 38)		「老人福祉法」施行	
1964(昭 39)		「母子福祉法」施行	
1965(昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和対策審議会答申」	
1966(昭 41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)」採択		
1967(昭 42)	「難民の地位に関する議定書」採択		
1968(昭 43)	「国際人権年」		
1969(昭 44)		「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行	
1973(昭 48)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		
1975(昭 50)	「障害者の権利に関する宣言」採択		「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979(昭 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「国際人権規約(A規約、B規約)」批准 同対法改正(3年延長)	
1980(昭 55)	ハーグ国際司法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		
1981(昭 56)		「難民の地位に関する条約」加入 法律の名称を「母子福祉法」から「母子及び寡婦福祉法」へ改正(※1)	
1982(昭 57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984(昭 59)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択		
1985(昭 60)	「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択	「女子差別撤廃条約」批准	
1987(昭 62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行	
1989(平成)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択		
1990(平 2)	「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1992(平 4)		「地対財特法」改正(5年延長)	
1993(平 5)	「世界の先住民の国際年」宣言		「人権尊重の県」宣言県議会採択

年	国連等	国	県
	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 国連人権高等弁務官の設置を決定(設置は1994(平成6)年)		
1994(平6)		「子どもの権利条約」批准	
1995(平7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004) 「世界の先住民の国際年の10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「人種差別撤廃条約」加入	「鳥取県同和教育基本方針」一部改正(※2)
1996(平8)			「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定
1997(平9)		「地対財特法」改正(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「鳥取県人権施策基本方針」策定 「鳥取県人権文化センター」設立
1998(平10)	「国際刑事裁判所に関するローマ規定」採択	法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	
1999(平11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択 世界環境フォーラムにおいて「グローバル・コンパクト」提唱	人権擁護推進審議会(人権教育・啓発の在り方)答申 「拷問等禁止条約」加入	「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画ーこれからの人権教育・啓発ー」策定
2000(平12)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「社会福祉法」施行	
2001(平13)		人権擁護推進審議会(人権救済制度の在り方)答申 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申	
2002(平14)	「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択協議書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「地対財特法」失効	「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」設置
2003(平15)	「国際識字の10年」(2003～2012)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行	
2004(平16)	「人権教育のための世界計画」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」公表	「鳥取県人権施策基本方針」第1次改訂(※3) 「鳥取県人権教育基本方針」策定
2005(平17)	「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画スタート(2005年～2009年)北朝鮮人権状況決議」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]」公表	
2006(平18)	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択 「国連人権理事会」設置	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007(平19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		
2008(平20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」公表	「鳥取県将来ビジョン」制定
2009(平21)		「強制失踪条約」批准	
2010(平22)	「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画スタート(2010年～2014年)」		「鳥取県人権施策基本方針」第2次改訂(※4)

年	国連等	国	県
	「ハンセン病差別撤廃決議」採択		
2011(平 23)	「児童に関する権利条約(子どもの権利条約)の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(※5)	
2012(平 24)			「鳥取県人権教育基本方針」第1次改訂(※6)
2014(平 26)		「障害者権利条約」批准 「ハーグ条約」発効 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正(※7)	
2015(平成27)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行 「公職選挙法」改正(※8)	
2016(平 28)		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行	

批准… 署名をした条約の内容について国家が最終確認を行い、条約に拘束されることについて同意を与えること

加入… 条約に署名していない場合に、条約の規定に拘束される意思があることを正式に宣言する行為。署名のために解放される期間が終了した後に条約を締結する場合には、条約に署名することができないので、必然的に批准等ではなく加入等の手続をとることとなる

- ※1… 対象者に寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合)を追加
- ※2… 部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため一部改正(人権教育基本方針より引用)
- ※3… 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年3月)と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」(平成11(1999)年2月)の内容を踏まえた改訂
- ※4… 新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにするなどした改訂
- ※5… 各人権課題に対する取組に、北朝鮮当局による拉致問題等に対する理解を深めるための取組等を追加
- ※6… これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、新たな課題に対応し、人権尊重の精神を涵養する教育の一層の推進を図るとした改訂(人権教育基本方針第1次改訂より引用)
- ※7… 拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加
- ※8… 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げ

「同和問題」国内外の動き

年	国連等	国	県
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和对策審議会答申」	
1969 (昭 44)		「同和对策事業特別措置法(同対法)」施行	
1975 (昭 50)			「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979 (昭 54)		「同対法」改正(3年延長)	
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984 (昭 59)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後における啓発活動のあり方について)	
1986 (昭 61)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後における地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1987 (昭 62)		「地域改善対策啓発指導指針」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行 「えせ同和行為対策大綱」策定	
1991 (平 3)		「地域改善対策協議会意見具申」(今後の地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」策定	
1992 (平 4)		「地対財特法」改正(5年延長)	
1994 (平 6)			「同和对策総合計画」を策定
1995 (平 7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「人種差別撤廃条約」加入	「同和问题啓発方針」を策定 「鳥取県同和教育基本方針」一部改正
1996 (平 8)		地域改善対策協議会意見具申(同和问题の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) 「同和问题の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定)	「これからの同和对策の基本方針」策定
1997 (平 9)		「地対財特法」改正(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	「同和对策総合計画」を改訂 「同和对策実施計画」を策定
1999 (平 11)			「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画ーこれからの人権教育・啓発ー」を
2000 (平 12)		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
2001 (平 13)	国連の「人権の促進と保護に関する小委員会」において「職業及び世系に基づく差別に関する決議」が採択		
2002 (平 14)		「地対財特法」失効(※1)	「今後の同和问题のあり方」策定(※2)
2010 (平 22)	国連の「人種差別撤廃委員会」が、部落問題に対処する権限を持つ特定の政府機関を指定することなどを勧告		
2011 (平 23)			「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針(アクションプログラム)」及び「宅地建物取引上の人権問題に関する県のアクションプラン」の策定
2014 (平 26)	自由権規約委員会が、日本政府に対して、外国人や被差別部落民などのマイノリティ集団のメンバーに対する差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位や憎悪を唱導するすべてのプロパガンダ(宣伝)の禁止等について勧告		

※1… 地対財特法は2002(平成14)年3月末に有効期限を迎え、国においては、「特別対策の法令上の根拠がなくなることにより、平成14年度以降は、施策ニーズに対しては、他の地域と同様に、所要の一般対策によって対応」することとされた

※2… 2002(平成14)年3月に地対財特法が失効するに伴い、その後の県の同和对策のあり方を示したものの、「本県においては、『差別があるかぎり同和问题解決のために必要な施策について、適切に対応していく』こととし、今後も同和行政を積極的に推進していくものである。」とした

「男女共同参画に関する人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1953 (昭 28)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1957 (昭 32)		「売春防止法」施行	
1967 (昭 42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1972 (昭 47)		「勤労福祉婦人法」施行	
1975 (昭 50)	「国際婦人年」	「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	
1976 (昭 51)	「国連婦人の10年」を宣言		
1977 (昭 52)		婦人問題の課題及び策定の方向、目標を明らかにするため「国内行動計画」策定 (S52～S62)	
1979 (昭 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択(※1)		
1980 (昭 55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭 56)		婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画後期重点目標」策定 (S56～S61)	
1985 (昭 60)		「女子差別撤廃条約」批准	「鳥取県婦人基本計画」策定
1986 (昭 61)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	
1987 (昭 62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 (S63～65年まで対象)	
1991 (平 3)		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 「新国内行動計画(第一次改訂)」策定 (H3～H7)	「とっとり女性プラン」策定
1993 (平 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994 (平 6)	「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択	「婦人問題企画推進本部」に代え、「男女共同参画推進本部」を内閣に設置	
1995 (平 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言」及び「行動綱領」採択		
1996 (平 8)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「とっとり男女共同参画プラン」策定
1999 (平 11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正(※2)	
2000 (平 12)	「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「社会福祉法」施行	

年	国連等	国	県
2001 (平 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」施行 内閣府に男女共同参画局設置	「鳥取県男女共同参画推進条例」施行 「鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)」開設 「鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H13年度~18年度)
2002 (平 14)		「育児・介護休業法」改正(※3)	「鳥取県配偶者暴力相談支援センター」開設
2003 (平 15)		「次世代育成支援対策推進法」施行	
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 「DV防止法」改正(※4)	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(DV被害者支援計画)」策定
2005 (平 17)	第49回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合(※5)	「育児・介護休業法」改正(※6) 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2006 (平 18)		「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	「とっどりの女性史 戦後からの歩み」刊行
2007 (平 19)		「男女雇用機会均等法」改正(※7) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 「仕事と生活の調和推進のための行動計画」	「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H19年度~23年度)
2008 (平 20)		「DV防止法」改正(※8)	
2010 (平 22)	第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合	「育児・介護休業法」改正(※9) 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「DV被害者支援計画」第2次改訂
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定	
2012 (平 24)			「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:H24年度~28年度)
2013 (平 25)		「ストーカー規制法」改正(※10)	
2014 (平 26)		「DV防止法」改正(※11)	
2015 (平 27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行	イクボスとっとり共同宣言
2016 (平 28)			「DV被害者支援計画」第3次改訂

※1・・・ 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている

※2・・・ (1)それまで努力義務だった募集・採用、配置・昇進も含めて差別を禁止 (2)女性だけの募集・女性優遇も原則禁止 (3)違反に対し企業名公表という制裁措置の創設 (4)調停の申請には「相手の同意」が不要になったこと (5)ポジティブ・アクションの創設 (6)セクシュアル・ハラスメントに関する規定の創設

※3・・・ 時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢引き上げ、転勤配慮などが盛り込まれる

※4・・・ (1)裁判所が発令する保護命令の対象を子どもや元配偶者まで広げることとし、また配偶者からの暴力は、「精神的暴力・性的暴力」を含むものと改正
(2)接近禁止命令:加害者が子どもと配偶者または元配偶者に6ヵ月間近づくことを禁止
(3)退去命令:2ヵ月間に延長

- ※5・・・「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容
- ※6・・・休業対象者拡大(有期雇用者など)、1歳6ヶ月までの育休期間延長措置、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設などが盛り込まれる
- ※7・・・(1)性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化
- ※8・・・保護命令制度の拡充
 (1)生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 (2)電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。))⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。))⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等⑦名誉を害する事項を告げること等⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
 (3)被害者の親族等への接近禁止命令
- ※9・・・パパ・ママ育休プラス、専業主婦除外規定廃止、育児短時間勤務制度・所定外免除の義務化、介護休暇創設などが新たに追加
- ※10・・・(1)拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に加える
 (2)申出をした者の住所・居所だけでなく、加害者の住所・居所、ストーカー行為が行われた地を管轄する公安委員会・警察本部長等も、禁止命令、警告又は仮の命令等を行うことができる
 (3)警告や禁止命令等をしたとき、警察及び公安委員会等は速やかに申出をした者に通知しなければならない。また、申出を受けたにもかかわらず警告や禁止命令等を出さない場合は、警察及び公安委員会等はその理由を申出をした者に書面で通知しなければならない
 (4)国・地方公共団体は「婦人相談所その他適切な施設」による支援に努めなければならないこと、また、ストーカー行為等防止啓発・防止に関する活動を行う自主的な民間組織を支援するための財政上その他の必要な措置を講じなければならないこととする
- ※11・・・法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大

「障がいのある人の人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行 「身体障害者雇用促進法」施行	
1970 (昭 45)		「心身障害者対策基本法」施行	
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1975 (昭 50)	「障害者の権利宣言」採択		
1976 (昭 51)		「身体障害者雇用促進法」改正 (※1)	
1981 (昭 56)	「国際障害者年」		
1982 (昭 57)	「国連障害者の10年」(1983～1992)の 宣言 「障害者に関する世界行動計画」の策定	「障害者対策に関する長期計画」(1982 ～1992)	
1987 (昭 62)		法律の名称を「身体障害者雇用促進法」 から「障害者の雇用の促進等に関する 法律(障害者雇用促進法)」へ改正(※ 2) 法律の名称を「精神衛生法」から「精神 保健法」へ改正(※3)	
1989 (平成)	「児童の権利に関する条約(子どもの権 利条約)」採択		
1993 (平 5)	「障害者の機会均等化に関する標準規 則」の採択 「アジア太平洋障害者の10年」(1993～ 2002)	「障害者対策に関する新長期計画(障害 者基本計画)」(1993～2002) 法律の名称を「心身障害者対策基本法」 から「障害者基本法」へ改正(※4)	「鳥取県障害者計画」策定
1994 (平 6)		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用で きる特定建築物の建築の促進に関する 法律(ハートビル法)」施行 「子どもの権利条約」批准	県職員採用試験において身体障がい者 採用枠を設定
1995 (平 7)		「障害者プラン(ノーマライゼーション7か 年戦略)」策定 「精神保健法」から「精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(精神保健福 祉法)」へ改正(※5)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1997 (平 9)			「鳥取県障害者計画7か年重点計画」策 定
1998 (平 10)		法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から 「知的障害者福祉法」へ改正(※6)	
1999 (平 11)		「精神保健福祉法」改正(※7)	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部 を改正する法律」等施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機 関を利用した移動の円滑化の促進に関 する法律(交通バリアフリー法)」施行 「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「身体障害者補助犬法」施行(※8)	

年	国連等	国	県
2003 (平 15)	「アジア太平洋障害者の10年」を延長 (2003～2012)	「障害者基本計画(第2次計画)」(2003～2012) 支援費制度(措置から契約へ)の施行	
2004 (平 16)		「障害者基本法」改正(※9)	「鳥取県障害者計画(新計画)」策定
2005 (平 17)		「発達障害者支援法」施行(※10)	
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択	「障害者自立支援法」施行(※11) 「精神保健福祉法」改正(※12) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※13) 「教育基本法」改正(※14)	「鳥取県障害者福祉計画」策定(3年毎見直し)
2007 (平 19)		「障害者権利条約」署名 「重点施策実施5か年計画」 「学校教育法」改正(※15)	
2008 (平 20)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」発効	「身体障害者補助犬法」改正(※16)	「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「障害者雇用促進法」改正(※17)	「あいサポート運動」スタート 「ハートフル駐車場」利用証制度スタート
2010 (平 22)		「障害者自立支援法」改正(※18)	
2011 (平 23)		「障害者基本法」改正(※19)	
2012 (平 24)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行(※20)	「第3期鳥取県障害者福祉計画」
2013 (平 25)		「障害者基本計画(第3次計画)」(2013～2017) 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行(※21) 法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※22) 「学校教育法施行令」改正(※23)	「鳥取県手話言語条例」施行
2014 (平 26)		「障害者権利条約」批准	県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」公表 第1回「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」開催
2015 (平 27)			「鳥取県障がい者プラン」策定 「鳥取県手話施策推進計画」策定
2016 (平 28)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行(※24) 「障害者雇用促進法」改正(※25)	

※1… 身体障がい者の法定雇用率を「努力義務」から「義務」に強化

※2… 法律の対象を知的障がい者にも広げるとともに、障がい者雇用率の算定に関して特例子会社制度が法制化された

※3… 法律の目的として社会復帰の理念が初めて明記され、入院患者の人権擁護に関して本人の同意に基づく任意入院制度が創設され、精神障害者社会復帰施設制度が創設された

※4… 法律の目的に障がい者の自立と社会参加の促進を規定し、法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい又は精神障がいとすることや、「障害者の日」を定めること等が規定された

- ※5… 平成5年に成立した障害者基本法において精神障がい者が基本法の対象として明確に位置づけられたことを受けて、精神障害者保健福祉手帳の創設や社会適応訓練事業の法定化、精神保健指定医制度の充実など福祉の充実を図ることとした
- ※6… 精神薄弱の用語を「知的障害」に改めるとともに、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、知的障がい者の福祉の充実を図ることとした
- ※7… 精神科病院の人権侵害事件や不祥事の再発を防止し、精神障がい者の人権保護をさらに強化するため、精神医療審査会の機能強化、精神科病院に対する指導監督の強化等を図った
- ※8… 「身体障害者補助犬」を盲導犬・介助犬・聴導犬の三種とし、公共施設や公共交通機関等への補助犬同伴受け入れをその設置者等に義務付けるとともに、補助犬を同伴する者の行動管理・衛生管理に関する義務等が規定された
- ※9… 目的規定において障がいのある人の自立や社会参加の支援等が示され、基本理念として障がいを理由とする差別等の禁止が規定されたほか、「障害者週間」の設置、都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務等が規定された
- ※10… 発達障がいを早期に発見し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育等における支援を図るため、発達障がいの定義、ライフステージを通した一貫した支援、関係機関の連携、理解の促進、専門家の養成等について定められた
- ※11… 障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類によって異なっていた各種福祉サービスを一元化して地域生活中心のサービス体系へ再編するとともに、サービスの実施主体を住民に一番身近な市町村に一元化した
- ※12… 障害者自立支援法に移行した福祉サービスに関する項目を削除するとともに、精神保健医療福祉の改革ビジョン等に基づき、改善命令に従わない病院名の公表、入院患者の処遇改善、市町村が行う相談体制の強化、病名の「統合失調症」への変更等が規定された
- ※13… 公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための整備基準等が定められた
- ※14… 「教育の機会均等」に関する規定に、障がいのある児童生徒等についても、その障がいの状態に応じた十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が新たに明記された
- ※15… 障がいのある児童生徒等の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導・支援を行うため、従来の盲・ろう・養護学校制度を特別支援学校の制度に転換するとともに、小・中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが新たに位置付けられた
- ※16… 都道府県等への相談窓口の設置、一定規模以上の民間企業に対する補助犬使用勤務者の受け入れ義務化等が規定された
- ※17… 意欲・能力に応じた障がい者の雇用機会の拡大を図るため、障害者雇用納付金制度が適用される対象の一定規模以上の中小企業への拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等が規定された
- ※18… 地域における障がい者等の支援体制の充実を図るため基幹相談支援センターの設置や、関係者により構成される自立支援機関の法定化、支援決定プロセスの見直し等を行うとともに、利用者負担における応能負担の原則や発達障がいがこの法律の対象となることが明確化された。
- ※19… 国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と拡大するとともに、社会的障壁の除去についての合理的配慮の概念が導入された
- ※20… 障がいのある人に対する家庭や施設等での虐待が社会問題化する中で、障がい者虐待の定義と類型を定めるとともに、国等の責務、早期発見の努力義務、障害者虐待防止等に係る具体的スキーム、学校や医療機関等の管理者に対する防止措置の義務付け等が規定された
- ※21… 平成25年7月1日以降に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなることに、病院、老人ホーム等における不在者投票について、外部立会人を立ち合わせる等々の公正な実施確保の努力義務が規定された
- ※22… 地域社会における共生の実現に向けて重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大など障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の範囲に難病等を加えた
- ※23… 学校施設のバリアフリー化や平成23年8月の障害者基本法改正等を踏まえて、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、市町村教育委員会が個々の児童生徒の障がいの状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められた
- ※24… 障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、相談・紛争解決の体制整備等が規定された
- ※25… 雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供義務、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが規定された